

令和5年3月9日
防 衛 省

資料要求について

下記のとおり提出いたします。

記

提出資料：別紙

(以上)

令和5年3月9日
防衛省

- 1 添付ファイルの報道記事で指摘されている問題点について、防衛省としてどのような対策を行っているか。
- 2 在日米軍から駐留軍等労働者に対するハラスメントへの対策として、防衛省としてどのような対策を行っているか。
- 3 各米軍基地の防衛事務所労務対策担当に設けられているハラスメント相談窓口に寄せられた事務所ごとの相談件数（過去5年間）

在日米軍基地で働く在日米軍従業員（以下「従業員」という。）が、適切な勤務条件の下で雇用面において不安なく勤務できる状態を確保していくことは、在日米軍の駐留を円滑に行う面からも重要なことです。

このような考えの下、防衛省としては、従来から、従業員の権利保護や雇用の安定を図るため、雇用主としての立場から適宜、勤務条件の改善に努めてきているところです。

さらに、労務提供契約に基づく労務管理を行う際においても、労働関係法令等の趣旨を踏まえ、適正な労務管理が行われるよう日米間で協議しています。

その上で、従業員に対するハラスメントについては、従来より、各地方防衛事務所等において、ハラスメントをはじめとする従業員からの相談に応じています。また、いわゆるパワハラ防止法が令和2年6月に施行された後は、この法律の適用を受ける従業員の雇用主として、新たにパワハラ防止にかかる方針を策定し、米側や従業員に考え方を共有し周知するとともに、各地方防衛事務所等にハラスメントの相談窓口を設けるなど、パワハラをはじめとする職場における問題の迅速な解決のため、日米間で緊密に連携して取り組んでいます。

「各米軍基地の防衛事務所労務対策担当に設けられているハラスメント相談窓口に寄せられた事務所ごとの相談件数（過去5年間）」については、別添のとおりです。

防衛事務所等労務対策担当に設けられているハラスメント相談窓口寄せられた相談件数

(単位：件)

局・事務所名	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (R5.2末現在)
三 沢	0	2	2	7	5	1
横 田	0	5	7	7	3	5
横須賀	2	2	6	2	12	5
座 間	0	0	3	0	5	12
富 士	0	1	7	1	1	2
京 都	0	0	29	1	0	0
岩 国	0	2	10	12	2	2
佐世保	0	0	1	5	3	3
沖 縄	23	46	18	22	23	44
計	25	58	83	57	54	74

※相談件数は、延べ件数